

平成24年 7 月 25 日
東京電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第19条第12項の規定に基づき届出を行なった選択約款のピーク抑制型季節別時間帯別電灯（平成24年 9 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の 3 の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、7（料金）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 7（料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
基本料金		
契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合		
1 契約につき	1, 260. 00	60. 00
契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2, 100. 00	100. 00
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	273. 00	13. 00
電力量料金		
ピーク時間		
1 キロワット時につき	53. 16	2. 53
昼間時間		
1 キロワット時につき	28. 18	1. 34
夜間時間		
1 キロワット時につき	11. 82	0. 56

(2) 別表 2（燃料費調整）に定める基準単価

単 位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき	0. 222	0. 011

